

環境省告示第六十八号

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る排出基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第六号）第四条の規定に基づき、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和四十八年二月環境庁告示第十四号）の一部を次のように改正し、平成十五年十月一日から施行する。

平成十五年六月十三日

環境大臣 鈴木 俊一

第二の表第九項中「PCB」を「ポリ塩化ビフェニル」に改める。

第四を次のように改める。

第四 ダイオキシン類に係る検定方法

ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第一百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）に係る検定方法は次のとおりとする。

一 燃え殻、汚泥、ばいじん、廃酸及び廃アルカリ並びに燃え殻、汚泥又はばいじんを処分するために処理したもの 平成四年七月厚生省告示第九十二号第一号に定める方法

二 水底土砂 次に掲げる方法

イ 検液の作成 第一の表に掲げる方法により試料の作成、試料液の調製及び当該水底土砂に含まれるダイオキシン類の溶出の操作を行って得られた懸濁液を孔径一マイクロメートルのグラスファイバーフィルターパー（GFP）を用いてろ過した後の溶液（ろ過が著しく困難な場合は、当該懸濁液を毎分約三千回転で二十分間遠心分離した後の上澄み液）から検定に必要な量を正確に計り取って作成するものとする。

ロ 検定の方法 日本工業規格K〇三一二に定める方法により行うものとする（測定されるダイオキシン類の量を、二・三・七・八―四塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシンの毒性にダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）第三条で定めるところにより換算すること）。